

令和2年4月21日
教務企画

本校における臨時休業中の対応について

【生徒への連絡事項】

1 健康管理について

- (1) 「換気の悪い密閉空間」、「多くの人が密集」、「近距離での会話や発声」の3つの条件が重なる場を避けること。
- (2) 自宅においても、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- (3) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけること。
- (4) 不要不急な外出はしないこと。また、家族以外との接触を避けること。
(規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人とは至近距離で会話する場所やイベントには行かないこと)
- (5) 5月6日までは県外(旅行・帰省・研修など)には出かけるしないこと。また、県外からの帰省者等との接触をさけるようにすること。
- (6) やむを得ず県外への帰省等を行う場合は、学校に届け出ること。その場合は、帰宅後2週間は自宅等において健康観察を行った後、登校することができる。
- (7) 風邪症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いていたり、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、西之表保健所内の帰国者・接触者相談センター(電話0997-22-0018)に相談し、学校にも連絡すること。
- (8) 臨時休業中は、各自「健康観察・検温カード」を記入し、健康管理に努めること。臨時休業後、登校した際にカードを持参して担任へ提出すること。

2 学習活動等について

- (1) 学校の時間割に沿って、各教科から指示された学習課題に取り組むこと。
- (2) 学校の公式ブログ等で課題の連絡が行われる場合があるので、よく確認すること。

3 臨時休業期間中の教育活動全般について

- (1) 学校からの連絡について
 - ア 学校の公式ブログの内容をこまめに確認すること。
 - イ 公式ブログを閲覧するツールのない生徒は担任に届け出ること。
 - ウ 内容によっては、緊急連絡網を活用して連絡するので、連絡経路を確認すること。
- (2) 臨時休業期間中、部活動の実施は自粛することになるが、運動不足やストレスを解消するためにも、安全な環境の下においてジョギングや散歩、縄跳びなど、工夫して運動の機会を確保すること。ただし、一度に大人数が集まって密集する運動については行わないこと。

(3) 家庭訪問及び三者面談

21日から予定した家庭訪問（三者面談）は中止。ただし，進路及び体調把握等について必要のある場合には家庭に連絡する場合があること。

(4) 感染者やその家族，治療にあたった医療機関とその関係者，その他関わりがあった方々に対して，不当な差別や偏見，いじめ等がないように，正確な情報に基づいた冷静な行動をとること。